

8障第 535 号  
令和 8 年 7 月 23 日

指定障害児通所支援事業所設置法人 代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長

## 令和 8 年度障害児通所支援に係る自己評価結果公表の報告について

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、自己評価結果及び改善の内容について、年 1 回以上、インターネット等で公表することが義務付けられています。

また、平成 30 年度報酬改定により、「自己評価結果未公表減算」が新設され、平成 31 年 4 月 1 日以降、自己評価結果の公表を指定権者に報告していない場合には、当該月から解消される月までの間、所定単位数の 15%を減算することとされています。

令和 6 年度報酬改定（令和 7 年 4 月 1 日から適用）により、新たに保育所等訪問支援も同様の対応となりました。

つきましては、自己評価結果等の公表及び報告について、下記のとおり、御対応くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 自己評価結果の公表の義務付けについて

【児童発達支援ガイドライン】、【放課後等デイサービスガイドライン】及び【保育所等訪問支援ガイドライン】の内容に沿った評価項目に基づく質の評価及び改善の内容を年 1 回以上、公表することが義務付けられています。（別紙参考）

#### 2 報告が必要となる障害児通所支援サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

※共生型、基準該当を含む。

#### 3 報告までの流れ

別添の「別紙様式例 1～4」を参考に自己評価及び保護者評価を実施し、結果をとりまとめのうえ、インターネット等で公表してください。（実施方法は以下「7 参考」を参照）

公表後、LoGo フォームにより報告してください。

#### 4 報告期限

##### 令和 9 年 2 月 26 日（金）

※上記提出期限は、令和 8 年 3 月末までに指定を受けた事業所が対象です。

※令和 8 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業所は、指定年月日から 1 年以内に必ず報告をお願いします。

## 5 報告方法

下記 URL より LoGo フォームにアクセスのうえ、報告してください。

自己評価結果をホームページで公表していない場合のみ、公表した書類を各地方局まで郵送等でご提出ください。

事業所の所在地により、URL 及び郵送先が異なりますのでご注意ください。

### (1) 松山市所在以外<sup>①</sup>の事業所等

#### ① 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所

LoGo フォーム URL : <https://logoform.jp/form/XG6n/1683618>

郵送先 : 〒793-0042 西条市喜多川 796-1

担 当 : 東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ 伊藤・友澤・三木  
(TEL 0897-56-1300 内線 241 又は 284)

#### ② 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所

LoGo フォーム URL : <https://logoform.jp/form/XG6n/1683631>

郵送先 : 〒790-8502 松山市北持田町 132 番地

担 当 : 中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ 元岡・福本・山下  
(TEL 089-909-8756 内線 389 又は 383)

#### ③ 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所

LoGo フォーム URL : <https://logoform.jp/form/XG6n/1683597>

郵送先 : 〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号

担 当 : 南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ 川田・水野・土本  
(TEL 0895-22-5211 内線 381 又は 246)

### (2) 松山市所在<sup>②</sup>の事業所等

松山市役所の通知に従い、報告してください。

## 6 留意事項

(1) 公表した自己評価結果については、エクセルファイルやPDFファイル等、報告時のファイル形式は問いません。

(2) 別紙様式例 1～4 を使用せず【児童発達支援ガイドライン】、【放課後等デイサービスガイドライン】及び【保育所等訪問支援ガイドライン】に基づく様式を使用することや、貴設置事業所に関わりのない事項は削除いただいて構いませんが、公表すべき以下の事項は必須です。

- ① 利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ③ 事業の用に供する設備及び備品等の状況
- ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ⑤ 利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ⑦ 業務の改善を図るための措置の実施状況

- (3) 一体的に運営している多機能型事業所においては、自己評価結果の公表について、多機能型事業所全体で公表して差し支えありません。
- (4) 公表方法は、原則インターネットにより、広く公表するようお願いします。

## 7 参考：自己評価結果の公表の実施方法

### ①【保護者等による評価】

保護者等に保護者用の評価表（別紙様式例 1）を配布してアンケート調査を行う。保護者等からの回答及び意見を取りまとめる。

### ②【職員による自己評価】

事業所の各職員が、事業者用の評価表（別紙様式例 2、3）を記載する。職員からの回答及び工夫した点や課題を取りまとめる。

### ③【事業所全体による自己評価】

取りまとめた上記①と②を（別紙様式例 4）に集計し、集計結果を踏まえて職員全体で討議し、項目ごとに評価を行う。

特に「課題や改善すべき点」は職員間で認識を共有し、改善内容・改善目標を立てる。討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。討議の際には、保護者等の意見との認識のずれを客観的に分析する。

### ④【自己評価結果の公表】

（別紙様式例 4）に上記③の改善内容・改善目標を追記した自己評価結果を、ホームページ等で公表する。

### ⑤【支援の改善】

課題や改善すべき点の検討結果を踏まえ、公表した改善の対応・改善目標に沿った取り組みを行う。

（愛媛県ホームページ）

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 障害児通所支援に係る指定基準等の見直しについて

[https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/ji\\_kizyunminaoshi/ji\\_zikohyokatou.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/ji_kizyunminaoshi/ji_zikohyokatou.html)

（本通知の送付元）

担当 愛媛県障がい福祉課 障がい支援係

電話 089-912-2424

FAX 089-931-8187

※本件に係るお問合せは、各地方局へお願いします。